平成２９年（フ）第３２４号
埼玉県蕨市中央７丁目35番５号　リヴァーアイランド202号
債務者　堤洋子こと　鄭　　麗菁
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月22日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第３５８号
さいたま市岩槻区東岩槻３丁目１番地38
債務者　清水　弘子
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月22日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１６８号
埼玉県草加市苗塚町363番地１　藤和草加ハイタウン712号、旧住所埼玉県草加市北谷２丁目５番７号
債務者　石川　敏弘
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月22日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１８２号
埼玉県草加市草加２丁目３番15号　阿部荘202号
債務者　渡辺千代子
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月22日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第２１３号
埼玉県三郷市彦成４丁目３番７―402号
債務者　水内　愛彦
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月22日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第２１５号
埼玉県吉川市大字保765番地16　レオパレス吉川第７―102号、旧住所埼玉県吉川市栄町1482番地７
債務者　高橋　　泉
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月22日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第２３０号
埼玉県越谷市花田５丁目２番地15　クイーンズハイツ103号
債務者　関根　幸司
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月22日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第６０号
岡山県倉敷市亀山229番地６
債務者　田邉　裕史
1　決定年月日時　平成29年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月22日まで岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第９７号
静岡県磐田市森下61番地１　セジュール21―Ａ―101、前住所静岡県磐田市掛塚337番地
債務者　中田　孝人
1　決定年月日時　平成29年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月23日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第９８号
静岡県磐田市森下61番地１　セジュール21―Ａ―101、前住所静岡県磐田市掛塚337番地
債務者　中田　正人（旧姓古宮）
1　決定年月日時　平成29年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月23日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第１１７号
静岡県浜松市中区和合町220番地の84市営和合（Ｃ１）105号
債務者　渡邉　文雄
1　決定年月日時　平成29年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月23日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第１２０号
静岡県磐田市池田1328番地１西棟
債務者　新里　尚治
1　決定年月日時　平成29年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月23日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第７９５号
大阪府豊中市栗ケ丘町５番38―308号
債務者　宮本　光和
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月30日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１３６５号
大阪府寝屋川市昭栄町３番２号
債務者　田中　一男
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１４６４号
大阪市西成区南津守６丁目８番23号マンション若竹303
債務者　佐藤　杏里
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１４７１号
大阪府大東市灰塚１丁目10番45号
債務者　羽田　　勝
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月30日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１４８９号
大阪府箕面市粟生新家２丁目12番19号
債務者　大前　知美
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月30日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部